第4節 騒音・振動・悪臭の防止

1 現状と課題

(1) 騒音の状況

ア 環境基準

騒音に係る環境基準は、地域の類型及び時間の区分ごとに定められている。

類型指定は、「都市計画法」に基づく用途地域の区分にしたがって、工業専用地域を除く県内全域を $A \cdot B \cdot C$ 類型のいずれかに当てはめている(表 2-3-37)。

道路交通騒音が支配的な音源である地域(A及びB類型については2車線以上の車線を有する 道路に面する地域、C類型については車線を有する道路に面する地域)については「道路に面す る地域」の環境基準として、「道路に面しない地域」の環境基準とは別個に定められている。更に、 「道路に面する地域」のうち「幹線交通を担う道路に近接する空間」については、特例として基 準値が別途定められている。

衣 2 一 3 一 3 / 融 首 に 徐 る 環 境 奉 年							
地域の	地域の区分	基 🧵	単 値	該 当 地 域			
類型		昼 間 6:00~22:00	夜 間 22:00~6:00	(都市計画法に定める用途地域)			
A	道路に面しない地域	55デシベル以下	45デシベル以下	第一種低層、第二種低層、第一種 中高層及び第二種中高層の各住居			
Λ	道路に面する地域	60デシベル以下	55デシベル以下	専用地域並びに田園住居地域			
В	道路に面しない地域	55デシベル以下	45デシベル以下	第一種住居地域、第二種住居地域			
D	道路に面する地域	65デシベル以下	60デシベル以下	及び準住居地域			
С	道路に面しない地域	60デシベル以下	50デシベル以下	近隣商業地域、商業地域、 準工業地域、工業地域及び			
	道路に面する地域	65デシベル以下	60デシベル以下	用途地域の定めのない地域			
道路に面する地域のうち、 幹線交通を担う道路に近接 する空間(注)		70デシベル以下	65デシベル以下	※道路端からの距離2 車線以下の道路 : 15m以内2 車線を超える道路: 20m以内			

表2-3-37 騒音に係る環境基準

なお、環境基準の達成状況は、道路に面しない地域については、原則として一定の地域ごとに 当該地域の騒音を代表すると思われる地点を選定して評価し、道路に面する地域については、原 則として一定の地域ごとに当該地域内のすべての住居等のうち環境基準値を超過する戸数及び超 過する割合を把握することにより評価することとされている。

新幹線鉄道騒音に係る環境基準は、東北新幹線沿線市町の一部地域について類型指定を行っている。航空機騒音に係る環境基準の類型指定は行っていない(表2-3-38、表2-3-39)。

⁽注) 幹線交通を担う道路とは、高速自動車国道、自動車専用道路、一般国道、県道及び4車線以上の市町道。 工業専用地域には、類型を当てはめていない。

表2-3-38 新幹線騒音に係る環境基準

地域の	+ >#- -	指定地域			
類型	基準値	(都市計画法に定める用途地域)	区域		
I	70デシベル 以下	第二種低層住居専用地域、	軌道中心線から300m以内の区域 ※工業専用地域、河川の地域、 トンネル出入口から中央部方 向へ150m以上の区域等は除外		
П	75デシベル 以下	近隣商業地域、商業地域、 準工業地域、工業地域			

表2-3-39 航空機騒音に係る環境基準

地域の類型	基 準 値(時間帯補正等価騒音レベル)				
I	57デシベル以下				
П	62デシベル以下				

イ 環境基準の達成状況

(7) 道路に面しない地域

令和 4 (2022) 年度は 9 市 (宇都宮市を含む。) が道路に面しない地域の県内36地点について 測定したところ、昼夜ともに環境基準を達成しているのは33地点 (91.7%) であった (表 2-3-40)。

表2-3-40 道路に面しない地域の環境基準達成状況(令和4(2022)年度)

X 2		10	是的CBO 2000 次次基本是次次次(1741年(2022)平及				
地域	類	型	調査地点数	いずれの時間区分 でも達成した 地点数(割合)	時間区分毎の達成地点数(割合)		
26 75					昼間	(6:00~22:00)	夜間 (22:00~6:00)
	F	A	12	11 (91. 7%)		11 (91. 7%)	11 (91. 7%)
道路に 面しな	F	3	9	8 (88.9%)		8 (88.9%)	8 (88.9%)
山しない地域	(2	15	14 (93. 3%)		14 (93. 3%)	14 (93. 3%)
	計	+	36	33 (91. 7%)		33 (91. 7%)	33 (91. 7%)

(イ) 道路に面する地域

道路に面する地域の環境基準達成状況は、平成12 (2000) 年4月から地域内のすべての住居等のうち基準値を超過する戸数及びその割合を把握する、いわゆる「面的評価」により評価している。令和4 (2022) 年度は、「騒音規制法」第18条に基づく自動車騒音の常時監視を、県が市を除く県内の267区間、道路延長812.6kmについて、14市が各市内合計1,452区間、道路延長2,574.9kmについて実施したところ、環境基準の達成率は96.2%であった(表2-3-41)。

表2-3-41 道路に面する地域の環境基準達成状況(面的評価)(令和4(2022)年度)

		全 体	自動車専用道	一般国道	県 道	市町道
道路に	住 居 戸 数	139, 101 (17, 308)	1, 665 (187)	36, 048 (3, 839)	96, 224 (13, 282)	5, 164 (0)
面する	環境基準達成戸数	133, 763 (16, 775)	1, 406 (183)	33, 282 (3, 511)	93, 926 (13, 081)	5, 149 (0)
地域	環境基準達成率	96. 2% (96. 9%)	84. 4% (97. 9%)	92.3% (91.5%)	97.6% (98.5%)	99. 7% (-)

(注) ()は、県実施分の内数

また、令和4(2022)年度に県及び14市(宇都宮市を含む。)が実施した道路沿道における測定結果を示す(表2-3-42)。

_							
I	類 型		調査	いずれの時間区分でも	時間区分毎の達成地点数(割合)		
	類 空	至	地点数	達成した地点数(割合)	昼間(6:00~22:00)	夜間(22:00~6:00)	
I	A		2	2(100.0%)	2(100.0%)	2(100.0%)	
I	В		22	19 (86. 4%)	19 (86. 4%)	19 (86. 4%)	
I	С		60	46 (76. 7%)	51 (85. 0%)	46 (76. 7%)	
ĺ	計		84	67 (79.8%)	72 (85. 7%)	67 (79.8%)	

表2-3-42 道路沿道における測定結果(令和4(2022)年度)

(ウ) 新幹線鉄道騒音

令和4(2022)年度は、県及び沿線市町が軌道中心から25m離れた15地点で調査したところ、その結果は73~82デシベルの範囲であった。

なお、東日本旅客鉄道㈱において、当面の対策としてピーク騒音レベルを75デシベル以下とする対策(いわゆる「75デシベル対策」)を講じているところであるが、75デシベルを超過している地点は5地点であった。

(I) 航空機騒音

令和4 (2022) 年度は、宇都宮市が陸上自衛隊航空学校宇都宮校周辺の12地点で航空機騒音の 状況を把握するための調査をしたところ、39~56デシベルの範囲であった。

(2) 振動の状況

ア 環境上の振動の限度等

振動に係る環境基準は定められておらず、振動の限度等については、振動規制法等により定められている。

(7) 道路交通振動

道路交通振動の限度は、「振動規制法」に基づき区域及び時間の区分ごとに定められており、これを超えた場合で道路の周辺の生活環境が著しく損なわれるときは、道路管理者に対し、道路交通振動の防止のための舗装等の措置をとるべきこと、または県公安委員会に対し、「道路交通法」の規定に基づく交通規制等の措置をとるべきことを要請することになっている。

(イ) 新幹線鉄道対策に係る指針

新幹線鉄道の列車走行時に発生する振動については、「環境保全上緊急を要する新幹線鉄道振動対策について(勧告)」に基づき、振動レベルが70デシベルを超える地域について、防止対策を講ずることになっている。

イ 振動の現況

(7) 道路交通振動

令和4(2022)年度は、5市が国道・県道等沿道の県内20地点で測定したところ、「振動規制 法」に基づく道路交通振動の要請限度(第1種区域:昼間65デシベル、夜間60デシベル、第2種 区域:昼間70デシベル、夜間65デシベル)を超える地点はなかった。

(イ) 新幹線鉄道振動

令和4(2022)年度は、沿線市町が軌道中心から25mの7地点で調査したところ、その結果は51~60デシベルの範囲であり、指針値70デシベルを超える地点はなかった。

⁽注) 達成した地点数(割合)とは、環境基準値以下の地点数及び割合である。

(3) 悪臭の状況

令和4 (2022) 年度における悪臭苦情は198件(令和3 (2021) 年度190件)であり、公害苦情全体の14.2%(令和3 (2021) 年度13.2%)であった。

悪臭は、人の感覚や生活環境に左右されるいわゆる感覚公害である。市街地の拡大による住居と 工場等の接近化、生活水準の向上とともに高まっている生活環境の質的向上に対する欲求等により、 これまで容認されてきたにおいが悪臭と感じられるようになってきている。

2 施策の展開

(1) 工場等騒音・振動対策の推進

ア 「騒音規制法」、「振動規制法」、「栃木県生活環境の保全等に関する条例」に基づく規制 「騒音規制法」及び「振動規制法」では、特定施設を設置する工場・事業場及び特定建設作業 から発生する騒音・振動について、地域を指定して規制を行っている。

「栃木県生活環境の保全等に関する条例」は、法規制地域以外の工場・事業場及び特定建設作業を対象としており、法と条例により県内全域が規制の対象となっている。

イ 工場・事業場対策の推進

騒音・振動に係る規制は市町村長の事務として、実態に即したきめ細かな指導が行われ、騒音・振動公害の未然防止を図っている。

県は、中小企業者等に対し、騒音・振動防止施設の設置・改善のために融資制度(栃木県環境 保全資金)による支援を行っている。

|(2) 交通騒音・振動対策の推進

道路交通騒音を低減するため、騒音低減効果の高い高機能舗装の整備・延長に努めている。 高速自動車道については、関係県と連携し、東日本高速道路㈱に対して騒音の低減対策等を要請 している。

新幹線鉄道については、沿線の市町と構成する「栃木県新幹線公害対策連絡会議」で、東日本旅客鉄道㈱に騒音の低減対策を要請している。

(3) 生活騒音対策の推進

ア 「栃木県生活環境の保全等に関する条例」に基づく規制

(7) 拡声機騒音

県内全域を対象として、商業宣伝を目的とする拡声機の使用を制限している。「騒音規制法」に基づく区域及び区域外の地域ごとに拡声機の音量の基準を定め、拡声機の使用時間及び使用方法について遵守事項を定めている。また、航空機による拡声機を用いた商業宣伝は、県内全域において禁止している。

(イ) 深夜営業騒音

県内全域を対象として、飲食店や娯楽場等の深夜(午後10時~翌日午前6時)営業騒音について、「騒音規制法」に基づく区域及び区域外の地域ごとに音量の遵守基準を定めている。また、深夜における騒音の防止を図る必要がある地域を定め、飲食店等において音響機器の使用を禁止している(ただし、音響機器から発生する音が外部に漏れない場合を除く。)。

(ウ) 日常生活等騒音・振動

県内全域を対象として、『日常生活又は事業活動に伴って発生する騒音又は振動により、周辺の生活環境を損なうことのないように努める』との努力規定を定めている。

(4) 悪臭対策の推進

ア 「悪臭防止法」、「栃木県生活環境の保全等に関する条例」に基づく規制

「悪臭防止法」では、工場・事業場における事業活動に伴って発生するにおいに対し、ヒトの嗅覚を用いた測定法による臭気指数規制を行っている。

「栃木県生活環境の保全等に関する条例」では、特に悪臭が発生する養豚・養鶏施設等8施設を特定施設として定め、県内全域を対象とする届出制とし、施設の種類ごとに規制基準(管理上の基準)を定めている。また、県内全域のすべての工場・事業場を対象とした、悪臭を施設の外部へ漏れにくくするための遵守事項(管理上の基準)を定めている。

イ 工場等に対する指導等

悪臭に係る規制の事務は、市町村長の事務として、実態に即したきめ細かな指導が行われ、悪 臭公害の未然防止を図っている。

中小企業者等には、悪臭防止施設の設置・改善のために融資制度(栃木県環境保全資金)による支援を行っている。